

第2回 救急搬送業務における民間活用に関する検討会議事要旨

- I 日時 平成17年8月4日(木) 14時00分～16時00分
- II 場所 日本消防会館 第2会議室
- III 出席者 朝日委員、石井委員(代)、大森委員、島崎委員、鈴木委員、谷口委員、田端委員、松井委員(代)、南委員、雪下委員

IV 次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 「第1回救急搬送業務における民間活用に関する検討会要旨」説明
 - (2) 規制改革・民間開放推進会議における検討について
 - (3) 本検討会において検討すべき事項
 - (4) フリーディスカッション
- 3 次回の日程
- 4 閉会

V 会議経過

事務局から「第1回救急搬送業務における民間活用に関する検討会」で提示された課題等の説明が行われ、質疑応答及び意見交換が行われた。主なものについては、次のとおり。

座長

まず、第2回の検討会を始めるにあたり、第1回目の検討会で各委員の方々からのご意見を伺ったことを踏まえ、事務局から2つの事について説明をいただきたい。1つ目は、規制改革・民間開放推進会議の答申の基本的な考え方の整理について、2つ目は、今後この検討会で検討が必要と考えられる具体的な民間活用の項目と方策について説明していただき、その後、各委員からご意見を伺いたい。

事務局

まず事務局から説明する。

1つ目の規制改革・民間開放推進会議の答申の基本的な考え方についてであるが、内閣府の規制改革・民間開放推進会議において実施されたヒアリングの中では、消防法及び消防組織法に基づく救急業務は、全国的に統一された制度であり、信頼性の高い安全・安心のセーフティネットで、消防機関が行う業務として国民生活に深く定着していること、また、その内容が、生命身体の危険に直結し、1分1秒を争う対応が必要であり、国民が事前にその使用を選択できる業務ではないこと等から、民間に移行させることは困難であるとされた。

ただ、一方で、救急需要対策という観点から、本来、福祉等で行う分野や病院を中心とする分野の搬送、救急車の通常の活動範囲を超えた長距離患者の搬送、救急警護・警備、催事等の待機、企業の事業活動に伴い傷病者の発生しやすい職場の搬送等、一定の搬送分野については、様々な課題を洗い出し、民間の活用について検討する必要があるとされた。

これを踏まえ、消防機関が救急業務として実施すべき分野については、従来どおり消防機関が実施すべきで、そうではない分野については、民間活用がスムーズに行われるような環境整備を図るべきという趣旨で、規制改革・民間開放推進会議から答申が出されていると理解している。

2つ目は、今後の民間活用の項目と方策の検討の進め方についてであるが、第1に、「患者搬送のニーズ」を民間事業者からヒアリングをして、問題点を明確にしたいと考えている。

第2に「ニーズに合わせた患者搬送事業の枠組みについて」ということで、患者等搬送事業指導基準及び認定基準の見直しを行って、民間事業者がより活躍できる環境を整備するということだと考えている。

第3に「新しい枠組みが機能するための方策の検討」であり、枠組みが機能するためにどのような環境整備が必要なのかを検討する必要があると考えている。

第4に「その他各論」では、患者搬送の需要が見込める施設等においての、民間活用の推進について個々に検証する必要があると考えている。

委員

本来の消防機関が行う救急業務の枠組みから外れるものを民間に担ってもらうということか。

- 事務局 そのとおりである。
- 座 長 本来の消防機関が行う救急業務を民間委託するわけではない。
- 委 員 いわゆる規制改革・民間開放推進会議で示されている福祉で扱う分野の搬送、病院を中心とした幾つかの搬送、長距離の患者搬送等々についても、現在は、消防の業務の一部として考えているのか、あるいは、救急車の搬送業務としては不適切な搬送と考えているのか。
また、緊急度の低いものと重傷度が低いものは、本来の消防業務と考えているのか。
- 事務局 現在、消防本部においては、119番要請については、全ての事案に対応している。
ただし、病院を中心とした幾つかの搬送については、ケース・バイ・ケースで対応する必要があると考えている。例えば、入院患者等を高次の病院に運ぶ必要がある場合には、あくまでも救急業務であると認識している。
- 委 員 ヒアリングについてであるが、救急車を持っている病院の関係者に対して、運営の現状について聞いたらいいかと考えている。
- 座 長 それはぜひともさせていただきたい。
次の「現場のニーズに合わせた新しい患者搬送事業の枠組み」について検討してはいかがか。
- 委 員 救急需要対策に関する検討会の中で、傷病者の緊急性のトリージング方法について議論をしているわけだが、これは、緊急性のないものに対しては、119番通報の段階で、消防業務でないと判断し対応するという議論である。
従って、現行の指導基準にも位置付けているとおり、緊急性のないものが患者等搬送事業の対象となるのであって、緊急度が低いものについても対象とするとなると現場が混乱するお

- 座 長 それがあある。
 今は、緊急性そのものについての定義はないのか。
- 委 員 救急隊員が現場で病院選定をする場合に、容態、症状をどう判断し、それに応じた病院に搬送するための重症度・緊急度判断基準はあるが、今回、事務局から示された緊急性の基準はない。
- 委 員 一般には緊急度というのは放っておくと患者がすぐ死に至り、重症度というのは、すぐ死に至りはしないが、1カ月、2カ月の入院が必要な状態を言う。しかし、骨折では、すぐ死なないから、重症度は高くても緊急度はゼロですよという単純な話にはならない。
- 座 長 今後、この患者等搬送事業指導基準の一部を見直す場合、今は緊急性のない患者を対象としているが、場合によると、緊急性が低い患者についても、現在の消防救急でやらなくても、民間ができるのではないか。
- 事務局 規制改革・民間開放推進会議の中でのお話では、消防が行うべきところを民間事業者の力でというよりも、どちらかと言うと、消防が公的な資金を使ってやらなくてもいい分野について民間開放できないかというのが主眼であった。
- 座 長 新しい枠組みが機能するための環境整備に関する部分であるが、警察が規定する緊急通行権における「緊急」には定義があるのか。
- 委 員 緊急通行権なる言葉は、法律用語ではないため、定義はない。ただ、緊急自動車については、さまざまな道路交通法の規制が適用除外となっており、多分これを総称して、緊急通行権と言っているのではないか。
- 座 長 緊急自動車を認定する場合は、その自動車を使用されるのが緊急性を要する業務内容である場合と理解してよろしいか。

委員 例えば、救急車は、傷病者の緊急搬送のために必要な特別な構造または装置を有するもの、こんなような書き方になっており、これに該当するかは我々の判断である。

民間救急は、緊急性のないものを対象としているのであれば、緊急自動車として認める余地はないのではないかとと思われる。しかし、消防が行っている緊急性がある業務を民間に任せるのであれば別の話になる。

座長 また、料金設定等の部分は、全体の枠組みが決まらないと議論できないと思われるが、救急需要対策に関する検討が進めば、こちらの検討も可能となる。

委員 今、私ども消防が救急業務で使用する救急車についてであるが、救急車を更新する際、原則として、車両はスクラップにしている。ぜひともスクラップしている車両を民間で使えるような手だてを検討していただけないか。

委員 民間の患者搬送業者が車両の購入に経費をかければ、コスト増になり、料金にはね返るので、救急車の再利用は、非常にメリットがある。

委員 前回の検討会で運賃体系の明確化についてお願いしたが、現行の運賃体系は、寝台とハイヤーとタクシーの3つに分かれているようであり、「ハイヤー」や「タクシー」というと誤解されてしまうことから、民間救急等では例えば寝台の運賃とか車いすの運賃とか、こういう用語を使えば住民が利用しやすくなるのではないか。

また、タクシーは距離制と時間制の併用制で、加算料金等が小刻みに設定されているが、民間救急もタクシーのような加算運賃を小刻みに設定にしてもらえないかとか、様々な意見が現場の声として上がってきている。

座長 次回ヒアリングする際に、意見が出る可能性があり、事務局は意見を整理していただきたい。

委員 今まで患者等搬送事業者の料金体系は、一律運賃となってお

りわかりにくいかもしれない。

民間の患者等搬送事業は、その業務サービスに合うような別建ての料金体系が望ましいと思う。無理に既存の制度に当てはめるより、そのニーズや利用者に合った形に変えていくような視点が必要と考えている。

座 長

それでは、今のようないろいろなご意見が出たので、整理しつつ次回に備えていただくようお願いする。